

消費生活 相談室

です



架空請求文書には 落ち着いて対応してください

訴訟通知センターと名乗る機関から文書が届いたと、南空知消費生活相談室に相談がありました。

これは身に覚えのない団体から「契約不履行による訴訟が提出された」と不安をあおり、民事訴訟を理由に一人での問い合わせを強要し、訴訟の取り下げを相談するよう誘導されます。

< 注意事項 >

- 訴状が郵便受けに投函されることはありません。
- 郵便局員が名宛人に手渡すのが原則で、受け取りの際に署名か押印が求められます。
- 連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報をもとに、さらに金銭を要求される可能性があります。心当たりがなければ決して相手に連絡しないようにしましょう。
- 困ったときは南空知消費生活相談室にご連絡ください。

【提供いただいた実際の文章】

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴状取り下げ最終期日を持って貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生いたしますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡をお願いします。

南空知消費生活相談室

毎週月・木曜日 13:00～16:00 勤務者 福祉センター
毎月第2・4水曜日 13:00～15:00 ☎ 72-3581

オレンジカフェ を開設



認知症になっても安心して住み続けられる「まち」を目指して、オレンジカフェを開催しています。どなたでも参加可能ですので、お気軽にお越しください。

6月のテーマは講話「認ともについて学ぼう」です。認知症の人や家族を支える取り組みとしてオレンジカフェを開催していますが、さまざまな理由によりカフェに参加できない人の閉じこもり防止策として期待されているのが「認とも」です。「認とも」とはカフェなどで顔なじみとなったボランティアが認知症の方の話し相手や相談相手となることで認知症の方や家族の生活を支援する取り組みです。今回は栗山町からねらいや役割をお伝えします。ぜひ、ご参加ください！

【日 時】6月19日(水) 13:30～15:00

【場所・問い合わせ】

ガーデンハウスくりやま (朝日4)

☎ 72-2600



0歳から18歳までの方と保護者が利用できる遊びと交流の場

【問い合わせ】

町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222

児童センター

児童センターでは文化・スポーツ・学芸・自然などの遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操豊かにするとともにふるさとを愛する子どもを育てることを目的とした施設です。

児童センターの主な取り組み

日常の自由遊びだけではなく、一輪車、竹馬、こま、けん玉、ドッジボール、将棋など興味・関心を広げ、子どもたちの自主的な活動をサポートしています。また、郷土芸能鑑賞はこは地域の伝統文化を次世代に継承する貴重な取り組みのひとつです。

子育て家庭を支援します

◆ **くりくり広場**
就学前の親子がふれあいがらいろいろな遊び、お母さん同士の交流・仲間づくりの場です。
(月2回 第1・3水曜日 午前10時半～11時半)
◆ **にじのこ児童クラブ**
小学生(1年～6年)の留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブ、

一時預かりも実施しています。

児童センター利用案内

◆ **開館日・開館時間**
月・土曜日(日曜・祝日および年末年始を除く)
午前10時～午後5時
(にじのこ児童クラブ 午前8時～午後5時半)

◆ **利用対象者**
0歳以上18歳未満の児童とその保護者
※乳幼児の利用は保護者の同伴が必要です。

児童センター職員から

児童センター・児童クラブでは、1日平均100人以上の子どもたちが来館し、元気いっぱい遊んでいます。さまざまな経験を通し成長していく姿を今後も応援していきます！



渡部智代主任指導員

子どもたちに聞いてみました



児童センターで一輪車に乗るのが楽しみです。
にじのこ児童クラブ利用
山内 桜子さん(小1)



LaQ(ラキュー)やドッジボール、ドッジビーをやるのが楽しいよ！
一時預かり利用
北野 新之助さん(小2)